

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714 649 FAX(03)329915367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

老人医療費助成制度改悪反対署名の開始

原 義弘…………… 2

老人医療費助成制度の改悪で一万五千人を切り捨て 老人医療制度を守る連絡会…………… 3

— 老人医療制度とは？ 老人医療・福祉医療・保険医療は連動している —

水戸のご老公と「金正男」…………… 4

小泉内閣と日本政治のゆくえ 滝野 忠…………… 5

公務員制度改革と労働運動の課題(上)…………… 7

「闘う国労闘争団とともに闘う共闘会議(準)」結成集会…………… 11

— 五月三〇日、東京・日比谷公会堂で —

潮止めから四年…………… 11

— 陸でも有明再生求め全国集会 —

若者にもっと訴えよう…………… 12

— 五・三憲法集会から —

参院選めぐり動きはさまざま…………… 12

— G市労連からの報告 —

読者からのおたより…………… 13

旬刊 社会通信

NO. 802

二〇〇一年五月二二日号

二〇〇一年五月二二日発行
(毎月一日・二二日・三二日三回発行)

老人医療費助成制度改悪反対署名の開始

高齢者の患者負担増などを軸とする健保法の「改正」が今年一月から実施され、引き続き、少子高齢化社会への対応策として、乳幼児医療費助成制度の拡充と老人医療費助成事業の見直しが、国会・県会・市会で審議されていたが、それぞれ七月一日実施と決定された。

一、乳幼児医療

乳幼児医療については、現行の〇歳児（通院・入院）所得制限なし、一〜三歳未満児（通院・入院）所得制限あり、三〜六歳未満児（入院のみ）所得制限ありから、七月一日実施で一〜六歳未満児（通院・入院）所得制限緩和となった。

所得制限額は、児童手当特例給付の制限額に準拠していることから、国会での改正により、六七〇万円から七八〇万円（夫婦と子供二人・扶養親族三人の標準世帯収入）と緩和された。

三歳未満児は三万三千人、三〜六歳未満児で三万三千人、所得制限緩和で三千人と、対象児童約七万九千人の八七パーセントが該当することとなった。

ただし、この改正は全面的な改善というわけではなく、将来への布石ともいうべき、重要な変更が含まれている。それは、福祉医療（乳幼児・障害者・母子医療）にはなかった一部負担金の導入である。一〜六歳未満児の外来について、医療費の一割の自己負担、そして、その上限は月額五千円とされた。

部分的な一部負担金の導入だが、老人医療との共通性、福祉医療への突破口としての重要性を、見ておかねばならない。

二、老人医療

老人医療費助成事業の見直しとして、県は所得制限額を一五九万五千円としていたものを、一四五万円に引き下げることと決定した。従来、神戸市は県基準を上回る三七八万円を、制限額として設定し、対象者の八割を該当させてきたが、今回は市独自の基準はなく、県基準一本での処理とすることを決定した。

さらに、一四五万円というのは経過措置であり、二〇〇三年七月には市県民税非課税（一二五万円）に、引き下げることと決定している。

一四五万円の制限では、対象者の四割が非該当となり、現在の該当者のうち一万五千人が切り捨てられる。さらに、一二五万円以下では、対象者の半分以上が非該当になると見込まれる。

三、反対運動と反対署名

県会・神戸市会などは、三月末にこの所得制限強化を議決したが、尼崎市においては反対運動がおこり、予算案が否決されるという事態になっている。

それは、神戸市の三七八万円と同様に、県下の各都市は、独自の上積み基準を設定し連

用していることから、県基準が引き下げられても、市の独自基準を引き下げること、全会派一致で反対となり、予算案のこの部分が組み替えられることとなった。

この背景には、五月に市議員選挙が控えているという事情があるが、短期間に四、五万人の反対署名が集まったということからも、市民にとって関心の高い課題・問題であること、また、今年一月からの負担増に対する反発があったのではないかと。

神戸市においては、議決段階での取り組みができなかったことから、五月一日付の広報紙でその内容が発表されることをうけて、反対署名を開始することとした。

ろっこう医師協に事務局をひきうけていただき、署名用紙と反対ビラが一枚になったものを、駅前や街頭、地域や職場で配布し、受け取った人がそれぞれ署名用紙、反対ビラを必要枚数コピーして、署名活動の輪を広げるといふ方式ですすめることとした。

(神戸・原 義弘)

老人医療費助成制度の改悪で一万五千人を切り捨て

—老人医療制度とは？ 老人医療・福祉医療・保険医療は連動している—

二〇〇一年七月から、六五歳以上の老人医療費助成制度の所得制限額が、現行の総所得三七八万円から合計所得一四五万円に引き下げられ、六五歳以上の対象者の四割が非該当となります。

また、現行制度では対象者の約八割、六万七三〇〇人が該当していますが、新基準では、そのうち一万五二〇〇人が非該当となつてしまいます。

県基準は一五九万五千円であったが、神戸市では県基準を上回る三七八万円としてきたものを、今回は県基準一四五万円一本で処理しようとしているのです。さらに、二〇〇三年には、市民税非課税（一二五万円以下）に引き下げる予定になっています。そうなれば、対象者の半分以上が非該当になってしまいます。

神戸市長に、兵庫県知事に、所得制限の強化・所得制限額の引き下げを実施しないよう求めてゆきましょう。署名へのご協力をお願いします。

老人医療制度は、年齢で大きくふたつの区分に別れます。七〇歳以上は、国の法律で老人保健法の適用となり、六五歳からは、県・市の条例で老人医療助成制度の適用となります。その内容はほぼ同じで、七〇歳以上の老人保健法の制度を前倒しで、実施していると理解していただいて間違いありません。

老人医療制度は、一九七〇年代の住民運動・革新自治体の老人医療無料化の取り組みのなかで制度化されてきました。そうした革新自治体を先頭にしての、全国的な老人医療無料化運動の大きな流れのなかで、一九七三年に七〇歳以上の老人医療無料化が、国の制度として実現しました。

県・市の対応は、七〇歳を順次引き下げ六五歳とし、所得制限を緩和するなどの措置をとり、国の制度に上積みと前倒しを実施し、六五歳からの無料化を実現しました。

こうした取り組みに連動して、福祉医療といわれる、乳児医療・身体障害者医療・母子医療などの無料化があいついで制度化されてきました。また、健康保険にも、高額な医療費負担があった場合の、高額療養費制度が新設されました。

このように、老人医療制度は、単に老人だけの問題ではなく、重い医療費負担を軽減さ

せる運動とともに前進してきたのです。

しかし、一九八〇年代に入ると第二臨調・行政改革のなかで、老人医療費の増高が標的にされ、老人保健法が施行され、無料制から一部負担金が導入されました。そして、その一部負担金は、はじめは少額であったものが、一九九〇年代には毎年のように引き上げられ、月額上限三万七千円になりました。

こうした、老人医療の負担増と同様に、健康保険の本人負担二割・家族三割、薬剤の一部負担金の導入など、医療費負担が重くなっています。

二〇〇一年一月から、老人医療に一部負担が導入されました。そして、所得制限の強化の実施です。福祉医療・保険医療などにも波及することは必ずではないでしょうか。

(老人医療制度を守る連絡会)

水戸のご老公と「金正男」

「この紋所が目に入らぬか」と葵が入った印籠を掲げ、名もなき庶民を「助け」、悪代官を「懲らしめた」のが、天下の副將軍こと水戸光圀（黄門）だ。この殺し文句に人気のかげりはないらしく、まだえんえんとつづいているとのことだ。これをほうふつさせるかのような事件が起きた。

朝鮮民主主義共和国の主席・金正日の息子ではないかとみられる人物が、五月一日、偽造旅券で日本に入国し拘束、五月四日、中国に送還されたというのだ。日本の処理の仕方にも合点がいかないが、もしこの人物が金正日氏の息子の金正男氏なら、朝鮮民主主義人民共和国にはもつと合点が行かない。

日本では外務、警察、法務の各省庁がこの人物の身柄をどうするかと鳩首談議の末に、無罪放免とした。一般の不法入国者がどのような待遇で取り調べを受け、どんな処分を受けているかは知るところではない。有事法制整備が強調される今、その取り調べは厳密をきわめているだろうことは予想される。その結果、「白」ならば国外退去ということになるのだろう。ところが、今回の事件について、「本人の身元は確認されなかった」ことを強調し、「ふつう」の密入国者ではとても想像できない手段と陣容で中国に送還された。マスコミ報道では、中国での受け入れ体制も同じようだったという。

この人物が金正日氏の息子であったとすれば、朝鮮民主主義人民共和国の国際感覚も問われなくてはなるまい。水戸のご老公の時代のように、お忍びで世界を漫遊し、そのついでに悪を懲らしめるといった平和でのどかな時代では今はないからだ。朝鮮民主主義人民共和国が世界の超大国アメリカ、そのアメリカと軍事同盟を結ぶ日本、韓国と五分に渡り合うその外交ぶりはたいしたもので、驚嘆に値する。

この人物が金正日氏の息子であったなら、こんな小さな出来事が、朝鮮民主主義国との友好を願う活動する人たちの努力を無にすることにもなりかねない。現に、拉致事件をことさらに強調する人たちからは「北朝鮮とはこんな違法をやる国」との宣伝を始めている。このことに、もつと留意すべきではないか。金正男氏は国賓として日本に正々堂々来るべきである。そして、秋葉原、デイズニールランドといわず、日本を視察すべきである。

小泉内閣と日本政治のゆくえ

自民党政治に激震

現代日本政治の焦点は、自民党政治がいつ、どのようなかたちでくずれるかであった。自民党支持基盤は一九八〇年代以降の歴代内閣の行政改革、規制緩和、構造改革策、さらには森の失政で動揺し崩壊の傾向を強めていたし、金融恐慌に端を発した長い不況は、自民党政治への批判をかつてないまでに高めていたからである。

その自民党に激震が走った。自民党総裁選で小泉が誰も予想しなかった大勝利を納めたことである。総裁選に名乗りを上げた四候補に、政策上の違いはほとんどなかった。あるはずはないのである。というのは経済・景気対策は森内閣ですでに出つくしていた。

さらに、安保・外交、そして憲法問題で自民党は三月一三日の党大会運動方針で「将来像の検討と独自のアイデンティティー確立のため、国民的議論をふまえ『国民の憲法』を提案する」と、改憲に本格的に着手することを明らかにし、自衛隊を軍隊とするため「防衛庁の『省』移転の実現」を掲げていた。橋本を除く三候補が集団自衛権行使をそろって強調したのは、保守の本音がムキダシで現れた結果でしかなかったのである。

自民党内で圧倒的な数を誇った橋本がなぜこてんぱんに小泉に敗れ去ったのか。小泉が日本新党の細川護熙（九二年五月）や自民党から割ってでた小沢一郎（九二年十二月）と同じように、なぜ今、「改革者」、「変革者」として、歴史が登上させることになったのか。

政治閉塞の中で

細川・小沢は一九八〇年代後半からはじまった行革、規制緩和による急激な自民党支持基盤の動揺と崩壊過程が進行するなか、中曽根第二臨調の手法と人脈を継承する民間政治臨調（政治改革推進協議会）が、保守政治再編のために担ぎ出した人物であった。両者は民間政治臨調の「子」であったのだ。そこでは政治の閉塞状況と腐敗の解決策として政治改革、つまり中選挙区制を廃し小選挙区制が導入された。一九九五年のことである。

小選挙区制導入を柱とした政治改革は、政治の閉塞状況と腐敗を増大させただけで、政治への不信、不満はさらにいっそう高まった。金融恐慌に端を発した不況と激しくなるばかりの経済競争は国民生活を直撃し、「支持する政党なんてあるわけないでしょう」との有権者は五〇％超にまでになった。政党の権威は失われ、地方分権との関係もあろうが知事の言行に注目が集まる風潮がつけられていった。

自民党の支持基盤は下がる。しかし、たび重なる自民党政治の腐敗と失政にも野党への期待は高まらない。こうした状況下の総裁選であった。

「なにがやっつね？」

石原慎太郎は元自民党員で、ゴリゴリのファシストだ。このことを知らぬ国民はほとんどいない。しかし、彼の人気は異常に高い。ある新聞の調査では、「石原都知事は評価できるか」との間に、「評価できる」五二％、「どちらかといえば評価できる」三九％、肯定がじつに九一％にも達する。これにたいして「評価できない」三％、「どちらかといえば評価できない」四％で、否定は七％にすぎない。

問題はファシスト政治家・石原がなぜこんなにも評価されるかだ。「はつきりものを言う」三七%、「行動力がある」一七%とある。ここに世界でも最高の教育水準を誇る日本の思想・文化・意識水準があるということであろう。大政翼賛的政治状況、そして先行きの見えない経済状況で、国民は「なんでもいい。とにかくスッキリしたいんだ」との気分にあることを示す。

このことを新たに示したのが、総裁選なかばでの世論調査だ。この時の政党支持率は自民二一%、民主七%、支持なし・答えない六一%。「自民総裁にだれがいい」との間には小泉五一%で本命視された橋本一二%。「なぜ小泉を支持するのか」には「変化が期待できる」三六%、「他の候補よりまし」二二%である。石原が支持されている理由とまったく同じ感情から小泉が持ち上げられているということだ。

「革命家」気どりの小泉君

自民党総裁選ではあたかも国民が自民党総裁を選ぶかの雰囲気がつくられた。麻生、亀井は付録、表紙が橋本になるか小泉になるかとのジャーナリズムの大々的キャンペーンの展開だ。「組織人」であり「機関決定」中心主義の橋本は、二四〇万党員の過半数を占める職域団体をしめつける。これにたいし、小泉はマスコミの声に乗り街頭宣伝に力を注ぎ、首相公選制の実験であるかのように振るまう。

すでに見た世論調査に明らかだが、国民の野党への期待はうすく、「変化」のためには自民党が変わるしかない、あるいは変えるしかない、との雰囲気自民党員に急速に浸透していったのである。その結果、総裁予備選での小泉の圧勝である。小泉は連合メーデーで「私が自民党総裁、日本国総理に就任したことは政権変化と同じ意味をもつ」とあいさつ、あたかも「革命家」気取りである。

小泉を幕末の風雲児高杉晋作にたとえる早トチリ者もあらわれる。首相就任時の支持率は八〇%をこえる。まさに異常としかいいようのない事態である。イメージが論理を、「かつこよさ」、そして情緒が理念をけとばしてしまう「単純さ」、さらには森君よりは見栄えするとの「その日暮らし」。こうしたことはあの細川護熙、小沢一郎ですでに経験してきたことではなかったのか。

小泉君という人物

小泉の政策に具体性がないとの意見が多い。しかし、この評論は不正確だ。というのは、従来にない「タカ」のイメージがはつきりし、受容する雰囲気があるからだ。「革命家」を気取る小泉は「構造改革なくして景気回復なし」、「公約は必ず実行する」と鼻息はたいへんに荒い。小泉は総裁選の時どういうことを売りとしてしゃべってきたのか。

第一に憲法改正と首相公選制である。「首相公選制は、憲法を改正しないといけない。五十年間憲法を改正してはいない。国会議員さえ賛成すれば、他の憲法をいじらなくても憲法が改正できるんだという例としても、首相公選論で憲法を改正するのはいいと思う」(四月二二日、NHK)。

第二に憲法改正と憲法九条である。「憲法は九条や八九条などであいまいな点がたくさんある。自衛隊は軍隊でないというのはおかしい」(四月一四日、産経新聞)。

憲法八九条は「公の財産の支出利用の制限」で、条文は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、

教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」というもので、「靖国神社」等にかかわる。

第三に憲法改正と戦争である。「日本の近海の公海上で、日米が共同行動しているときに、アメリカが攻撃を受けた場合、日本がなにもしないわけにはゆかない。日米同盟は国益だと考えれば、政府解釈を変えても国民から理解を得られる場合は当然ある」（四月二二日、NHK）。

第四に日本の歴史・伝統・文化と靖国、教科書。「総理大臣に就任したら八月一五日に、戦没者慰霊祭がおこなわれるその日に、いかなる批判があろうとも必ず参拝します」（四月一八日、日本記者クラブ・公開討論会）。

「日本の検定制度を合格した教科書にたいして、中国や韓国が批判されるのは自由だが、日本がそれに惑わされることはない」（四月二二日、共同記者会見）。

そして、四月二三日、森派パーティで「総理大臣になれば、総裁選予備選中に私が発言したことを実行に移すこと、これが最初の仕事」とあいさつしている。

歴史を逆もどりさせない

自民党内派閥はまだ健在だ。小泉のいう「派閥政治の打破」は、「古い派閥」と「新しい派閥」の新たな抗争を生み出すにちがいない。首相公選制は「天皇」を元首とする国家を望む者との対立、教科書・靖国はアジアの平和を第一に考える者との対立、構造改革はさらに自民党支持基盤を揺り動かす矛盾となつてあらわれる。どこに「新生」自民党の支持基盤を求めるのか。

小泉「晋作」の前途は多難である。というのは、今回小泉に投票した自民党員は①商店街がもとの繁栄をとりもどすこと、②介護保険の重圧を取り除くこと、③農業の自給率を高めること、④中小企業は構造改革で手術中に患者が死なないうよう、⑤土建屋は忠誠つくした仕事の見返りを求めて投票したからである。

一九八〇年代以降の日本政治の悲劇は、世界の政治・経済の流れを深く考え道を探るのではなく、その時その時の大波に飲み込まれ右往左往して傷口を広げてきたことである。小選挙区制もそうだった。金融自由化もそうである。構造改革にいたつても世界中で矛盾が爆発し、見直しが始まっている時に開始された。ようするに十年、二十年おくれなのである。その結果、日本の政治は大政翼賛状況となり沈滞し、へどろがたまり、「改革イメージ」先行を世論とした。将来の危険はきわめて大きい。なぜなら、小泉のやり方は、東京の石原と同じく「平成維新」となり、十年、二十年おくれどころか、一九三〇年代の日本へと歴史を逆もどりさせかねないからである。（滝野 忠）

公務員制度改革と労働運動の課題（上）

はじめに

自治労を中心とする官公労部門労働組合は、今、パニック状態にある。三月二七日、政府・行革推進事務局が「公務員制度改革の大枠」を公表し、ストライキ権付与を先送りにしたうえで、①能力・実績主義にもとづく人事管理（信償必罰）の徹底、②「不適格」公

務員の排除、③「ストライキ権」がないことへの代償措置としてあった人事院の全面的な制度改悪、④「国家戦略スタッフ群（仮称）」の創設に示される国家主義強化に、「こんなはずではなかった」とあわてふためいているやにみえるからだ。

この問題についての自治労の報告では、二〇〇〇年十月に自民党行政改革推進本部原案が示され、同十一月八日に自民党・行政改革推進本部が「国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革について」、さらに同年十一月二〇日に与党（自・公・保）行政改革推進協議会が「国家公務員、地方公務員制度の抜本改革について」を公表し、同年十二月一日に「行政改革大綱」が決定。そのうえに、今回の「公務員制度改革の『大枠』」が出されたところである。

昨年末には、公務員制度改革で警察・消防を除く公務員労働者に「スト権付与？」との報道が政府公報紙化している巨大新聞社から流される出来事もあった。

一、公務員制度改革への基本視点

自治労を中心とする官公労組合、そして国および地方の七六〇万公務員に大きな衝撃を与えた今回の公務員制度改革を考えるにあたって、二つのことがきわめて重要である。

第一に、一九八二年の第二臨調（第二次臨時行政調査会）以来の行政攻撃の歴史の流れの中で考えること、そして第二に第二臨調、行政改革審議会、行政改革会議と受けつがれてきた過去二〇年間の「総保守」の目的と手法を教訓化することである。

今回の公務員制度改革は、行政改革会議が三つの目的とした①内閣機能の強化、②中央省庁の再編、③行政の減量・効率化の第二段階とされているのであるからなおさらである。以下、目的と手法からまずみてみよう。

1、目的 第二臨調は中曽根の「お座敷をきれいにし、立派な憲法を安置する」「書かれた憲法が憲法ではなく、憲法をつくる力が憲法」という言葉に象徴されるように、第一に「憲法体制」を見直し、新しい「国家体制」を構築する、第二に階級的労働運動の根絶で「改憲」での国民世論の二極化を回避する、第三に「総保守体制」（保守二党論ふくむ）へのもさくが三つの目的とされ、国民運動の装いをもっておこなわれたことであった。その手法も、したがってきわめて権力的、政治主導的であった。

2、手法 中曽根は三つのことを意識的に推進した。第一は政治のリーダーシップ、第二は世論作り、第三は、政・財・官・労・学・マスコミの総動員体制による「悪者＝国賊」づくりと「反対者」の包囲網をつくり、反対者を孤立させるというやり方である。

そのモデルとして「国鉄分割民営化」攻撃があった。第二臨調の参謀を自認した瀬島龍三は「カラスがなくなっても毎日、新聞で臨調で鳴いている」と述べ、当時官房長官だった後藤田は「世論づくりがうまくいった」と自賛する。

その集約点が、国鉄分割民営化に反対するものに「国賊」論を展開したこと、この手法はその後、小選挙区制度導入に反対する議員に「非国民」のレッテルをはり、国旗国歌法の時には反対する国民に「非国民」「売国奴」「国賊」論を展開したことにも示される。

3、現代の政治状況 中曽根第二臨調は、①増税なき財政再建、②国際社会への貢献、③改憲への条件づくりを目的とした。これで自民党一党支配の体制強化が意図されたのである。しかし、歴史のダイナミズムはおもしろく、第二臨調は自民党支配基盤を直撃するば

かりか、バブル崩壊と金融恐慌、そして長い不況で保守の政治構造に大きなダメージを与えることになった。

その結果が(1)政治における大政翼賛会的政治状況、(2)文化では日本の「歴史・伝統・文化」の強調であり、(3)労働運動では、財界とユニオン連合のパートナーシップの一端として、「民間政治臨調」「二一世紀臨調」で財界勢力と共にユニオン連合が「憲法体制の包括的見直し」を論議をするこれまでにない体制がつくられることによって、(4)憲法改悪への包囲網づくりが急速に進展したことである。

4、公務員制度改革、教育改革(教育基本法改悪) こうした一九八二年からの動きの上、現在の公務員制度改革、教育基本法改革という教育改悪があることをしっかりと押さえることである。両者は第二臨調、行政改革会議の延長線上にあり、一体であるということだ。

こうした動きからも明らかのように、今国会に上提されている教育基本法改悪の重要な一環である教育関連六法案、そして来年の通常国会に上提が予定されている公務員制度改革関連法案は相関連するもので、バラバラに扱うことはできない。

そればかりか、両者は一九八〇年代の三公社(国鉄・電々・専売)民営化、さらには小泉首相の成立でにわか政治課題となった郵政三事業民営化とも密接に関連する。

二、公務員制度改革—四つの目的

公務員制度改革は、今年一月におこなわれた中央省庁再編につぐ第二段階であり、目下進行中の地方分権策とも相まっておこなわれていることが重要であり、それは「国家改革計画」の一環でもある。

1、「国家改造計画」 行政改革会議最終報告は「理念と目標」に、「行政改革を突破口として、この国の社会・経済システムの全面的転換の端緒を開かなければならない」と次の四つを課題にあげている。

(1)自律的個人を基礎としたより自由かつ公正な社会の形成を目指し、「この国のかたち」を再構築。注目すべきは「この国のかたち」である。近代日本は明治維新以降「富国強兵」、第二次世界大戦以降は「富国」を国家目標とした。

しかし、一九九〇年代以降「富国」論は破たんし、新たな国家目標の構築が問われ、その新たな国家目標づくりのスローガンとして「この国のかたち」があるということである。(2)重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしく、簡素・効率的な政府を実現。この方が第一段階としての中央省庁の再編であり、外交、教育、徴税、司法・警察といった国家権力に直結する省庁を再確立し、第二次的な省庁については民営化、委託で「安上がり」な体制をつくらうということである。

(3)国際社会の一員としての主体的役割を積極的に果たす。戦争のできる体制をつくるというのである。その焦点が憲法九条であることはいままでもない。そのためには改憲の条件づくりとしての憲法調査会、そしてイデオロギー的体制づくりの一環として教育基本法改悪、公務員制度改革があるということである。

(4)公務員制度改革は社会・経済システムの全面的転換の端緒を開くもの。公務員とはいったいだれをさすのか。国家公務員、それとも地方公務員か。教育労働者も公務員である。そして彼らは全労働者五千六百万人と約一四%を占める。

2、内閣機能Ⅱ国家権力の強化 第二の目的は内閣機能の強化、国家権力の強化であり、①内閣総理大臣の指導性の強化、②内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化がうたわれる。

その内容は省庁再編にすでに明らかかなように、①内閣官房、内閣府に権力を集中し、②沖縄・北海道開発庁は「沖縄・北方対策」担当大臣下で、安全保障を中心に再編されていることに典型である。

3、官僚機構の再編 第三に官僚機構の再編である。総保守の官僚機構への見方は「日本で最高のシンクタンク」というもので、「国家改造」は官僚機構の再編成と密接に絡んでくる。一九八九年以降の政財官スキヤンドルの続発は、大蔵省がズタズタに切り刻まれたように、新たな再編を必要としたことである。

官僚機構の身分保障も彼らにとって重要な問題となる。司法、外務官僚のエリートは六〇歳をこえてまで身分が保障される。他官僚は次官以外は五五歳前後までに職を去る。ここに「天下り」問題の本質がある。有能な官僚にどう身分的保障を与え、国家に忠誠を誓わせるか。

(1)高級官僚の身分保障

これを露骨に語っているのが、行革会議での諸井虔の意見書である。

「能力があり、健康で本人が希望すれば定年後も五年〜十年程度公務もしくはその周辺で働いてもらうことは、本人にとっても国民にとっても望ましいことである。特に次官・局長を歴任したような人物なら、たとえば内閣補佐官として働いてもらえば内閣機能の強化につながる。各省の業務に精通し現役にとつて先輩で且つ内閣に忠誠をつくす人材は、内閣にとつて誠に心強い助っ人である」

さらに、こうも具体的に述べていることによつて、公務員人事制度の「是正」がどんな目的でおこなわれようとしているかは火を見るより明らかである。

「大括り後の省庁で毎年退官する次官・局長は五〇名程度であろう。全員を五年間内閣補佐官等で処遇するとしても二五〇名程度である。一人当たりの給与と経費を年間五千万円とすると年間一二五億円である。」

(2)政策立案(管理部門)と事業部門(現業部門)の分離

この具体的あらわれが政策立案(管理部門)と事業部門(現業部門)の分離・分割である。その中心に位置するのが内閣府、内閣官房でありさらに細かくは宮内庁、安保の要となる沖縄・北方領土対策担当と防衛庁、それに予算編成の中心となる経済財政担当・経済財政諮問会議である。ここに国家権力の中枢をすえようというのである。

省庁再編で旧郵政省は郵政企画管理局と郵政事業庁に分離・分割された。民間の持株会社と事業会社への分離・分割と同じ発想である。

4、公務員制度の改革 公務員制度改革では、①省庁の機構再編に対応した人事管理制度の構築、②新たな人材の一括管理システムの導入、③内閣官房、内閣府の人材確保システムの確立、④多用な人材の確保と能力、実績等に応じた処遇の徹底、⑤退職管理の適正化の五つがいわれていた。さらに、人事院については労働基本権制約の代替措置としての機能に集中。一方、内閣総理大臣は人事管理の統一保持のため必要な機能を担うことがいわれていた。

今回の「大枠」は、この二つの課題について提案したものである。

(つづく)

「闘う国労闘争団とともに闘う共闘会議(準)」結成集会

—五月三〇日、東京・日比谷公会堂で—

「闘う闘争団とともに闘う共闘会議(準)」結成集会が、五月三〇日、東京・日比谷公会堂でおこなわれる。結成にいたる経過は—

(一) 二〇の国労闘争団と有志は「JRに法的責任なし」を内容とする四党合意にもとづく解決を「認めることはできません」と、「解雇撤回・地元JR復帰」を求めた国労全面解決要求の実現をめざし、闘いつづけることを一月二四日、一月二八日に声明。

(二) 二〇闘争団と有志は、その声明にもとづき三月三〇日に「闘う国労闘争団」を結成、四月には東京都内に事務所を設け、支持と連帯を訴えている。

(三) 「闘う闘争団」の方針・よびかけを支持する、これまで国鉄闘争に支援・連帯してきた人たちが、(イ) 国鉄闘争はこれからの日本政治・労働運動のあり方に深く関係する(ロ) 四党合意にもとづく解決では一四年間におよぶ国鉄闘争の成果は無くなってしまつ、(ハ) リストラ・首切りに対抗し、働きの人権を確立するためには国鉄闘争の再構築が不可欠と、「国労闘争団共闘会議(仮称)準備会」結成を、全国の仲間呼びかけたことによるものだ。

結成総会は、エイズ問題を訴えつづけ勝利和解を勝ちとった川田えつ子さんと音威子府闘争団の家族会の一員で国鉄闘争のシンボルといえる藤保美年子(みねこ)さんのトークを中心に開催される。この集いを契機に一四年間たたかい続けられた国鉄闘争は、新たな段階に入る。

同集会のよびかけ人は「JRの不当労働行為は許さない。がんばれ闘争団 ともにGO!」一緒に未来を切り開こう!と呼びかけている。

日時 五月三〇日(水) 午後六時

場所 日比谷公会堂(東京)

潮止めから四年

—陸でも有明再生求め全国集会—

今年の元日、一月二八日と、相次ぐ有明海沿岸漁民による大規模な海上デモが繰り広げられる等、諫早湾締切りが極度な海況悪化をきたしているという漁民や世論に押される形で、農水省は有明海のノリ不作原因を究明するために「調査検討委員会」(第三者委員会)を設置した。

一方、陸上では、その後相次いで荒尾市や鹿島市を会場に、市民団体等が中心となって締切り水門の即時開放等を求めて集会を開催。四年前のいわゆるギロチン(潮受け堤防締切り)の落ちた日を記念日に、毎年開かれてきた「干潟を守る日 in 諫早全国集会」が、この四月一四日、諫早市文化会館で過去最大規模の二二〇〇名を集めて盛大に開催された。

同集会は、哲学者の梅原猛日本ペンクラブ会長の「環境の回復を図る公共工事への転換を」等とする特別講演や、韓国・始華(シファ)湖の水門開放による海況改善の事例報告の講演が行われ、研究者や沿岸漁民など一五名によるパネルディスカッションが行われた。

会場からはパネラーの発言に反応して、拍手や応援のヤジが飛んだ。

集会は、即時水門開放と佐賀県のような都市排水対策を講じることなどの集会宣言を採択して終了した。参加者は闘いは今からと話していた。

同集会には、鹿島市で漁業を営むMさんがパネラーとして参加し、漁業の実情や締切り水門の開門等を整然と訴えた。会場には鹿島市の漁民や一般市民、議会、行政関係者等多数の参加があった。

「まえ海を守る鹿島の会」(谷口良隆代表)は、同集会の実行委員会のメンバーとして、昨秋から成功に向けて参画してきた。昨秋から実行委員会の一員夢して取り組んできた四・一四諫早集会成为成功裡に終了し、一息ついた。

ノリの凶作など、本市水産業の将来から、考え・動くことが求められる昨今、今年の集會はかつてなく多くの漁民や一般市民の参加があった。前海の問題が、漁民の問題から、一般市民の問題にクローズアップしてきたことは素晴らしい。参議院選挙をひかえ政府与党は焦点となっている「開門問題」を玉虫色に糊塗しているが、解決に向けた闘いはこれからが正念場を迎えるのではないか。

海況悪化を引き起こした原因は他にも人為的要素が色々指摘されるところだが、目的を失った干拓事業に途方もない財政を注ぎ込み、下水道事業に置き換えるなら何千億円にも相当すると言われる諫早干潟の浄化能力を破壊することは許されまい。

ある漁民が「板子一枚の漁民がこれほど連携し、陸の人々と風通しが良くなったことはことはない」と言った。環境問題が広く叫ばれる時代に諫早問題は公共事業のあり方を含め人々に素晴らしい問題提起をしているようにも思える。

若者にもつと訴えよう

— 五・三憲法集會から —

「生かそう憲法、高くかかげよう第九条」をメインに六つの市民団体が足並みをそろえ五月三日、東京・日比谷公会堂でおこなわれた「五・三憲法集會」は、約五千人の参加者でふくれかえった。会場周辺でドラ声をはり上げる右翼の街頭車、入場できなかつた人たちは会場周辺でスピーカーから流れ出る演説にじつと耳を傾ける。

集會参加者の年齢の多くは六〇歳以上の女性を中心とする人たち。四〜五〇歳代はポツカリと穴があき四〇歳代で、二十〜三十歳の若者は…と少し寂しくなるというのが実情だった。「生かそう憲法、高くかかげよう第九条」をどう若者の心に入れるか、それが問われた集會でもあった。

参院選めぐり動きはさまざま

— G市労連からの報告 —

昨年六月の衆議院選挙にあたって、社民党支持から民主党支持へと切り替えたG市職労。五役・専従者の全員が社民党員・社青同盟員という状況の中で「党と労組の決定は違う」と強引に民主党支持へと推進した執行部。年末の役員選挙では五役ポストすべてが競争選挙となり、委員長、副委員長、書記長、財務部長の顔ぶれが変わった。

社民党G市労連支部長でもあるKさんが、二度目の挑戦で委員長に当選するなど五役ポスト七つのうち、四つを占めることができました。

K委員長の信任投票が終わり、圧倒的な信任を受け、四月一日からK委員長の休職専従がスタート。先行し二月一日から休職専従体制となっていたH書記長とともに、書記局体制が強化されました。

た。昨年の衆議院選挙にあたって、社民党员として党のカンパ要請にも応じず、理由なく党費を滞納していたG市労連支部の党员に対し、再登録を支部長名で要請しましたが、期日までに返事がなかった党员に対しては三月三十一日をもって、離党の手続きを取りました。

第一九回参議院選挙闘争の推進にあたって、選挙区は民主党現職の推せん(他に自現、共新の立候補予定)。比例区 社民党・又市征治氏を推せんし、その勝利にむけ、組織の総力を結集して取り組みます、という方針(案)。

三月二十九日(十日)と両日にわたったG市職労五役会議で確認された方針(案)にそって、四月十三日のG市職労第三回執行委員会でH書記長が提案。

これに対して、昨年の総選挙では、G市職労が推せん決定したからと、積極的に民主党の選挙を推進した社民党员籍を持っていた執行委員が今回は立場をかえて猛反発。

社民党员籍を持っていたA書記次長やY執行委員と緊密な連絡を取り合い、協議したのか次々と発言。

T執行委員(現業評議会副議長、清掃部会長) 組織内の討議ができていない。次の中央委員会にはかられるということか、前回の執行委員会で職場討議をすると言っていたが、その辺はどうなのか。

I特別執行委員(県議、自治労自治体議員連合会長) 宮崎大会、長野大会での決定といっている

が、社民党を推すのは少数だ。県内を見てもG市職労とG福祉事業団労組の二つ以外は、みんな民主・朝日を推せん決定している。県内の運動で孤児になってはいけない。もっと広い視野で物事を進めていかないと取り返しのつかないことになる。と、自分の議席を最優先にし、真つ先に社民党から民主党へクラ替えした先輩の貴重(?)な発言。

A執行委員(現業評議会事務局次長、清掃部会役員) 民主党で進んでいたと思うがトップ(委員長)が代わって、社民党というのはどうか。勝てない選挙をやるべきではない。

T特別執行委員(県本部現業評議会議長) 本部は朝日さんでいくよといっているだけだ。三年前の参議院選挙は、民主・高嶋、社民・斉藤という中で、G市職労・市労連は社民・斉藤をやった経過があるが、今回は朝日一人という中で、今までもいろいろ本部にモノを言ってきたが、最後は渋々でも納得した。組織論を大事にして欲しい。

T執行委員(学校給食調理員部会長、現業評議会副議長) G市職労の活動がやりづらくなる。県内の仲間と手を取り合って行けるような方針として欲しい。

K青年部長 労働組合の政治活動は労働組合に有利にするためにあると思う。そのためにリスクを背負ってまでやる必要があるのか。

K女性部長 又市さんという人物評価はよくわかるが、県本部に結集して活動していくという点で、今後やりづらくなると思われるが…。

などと、昨年とは攻守所を変えて積極的に社民党又市推せん決定に反対する発言を繰り返しました。(岐阜・K生)

◇ 読者からのおたより ◇

ごぶさたしてすす すっかりごぶさたしております。会議通知が直前にくるので、ほとんど予定を立てたあとです。毎週火曜は世田谷の土と農の交流会、月に一度は旧農村で一泊二日の山仕事。そしてシルバーで紹介される襖(ふすま)、障子、掃除。なんでもやって空いている日はほとんどない状態です。組織を離れてからこれまでとは異なった六つの人の輪に加わりました。(私鉄OB・M) 編集部より 毎日が充実され、楽しそうですね。悪戦苦闘中の私に少しばかり力を貸していただければ嬉しいのですが。

「怒りの一言」募集を 八百号(四月二二日)のKさんの提起、大賛成。自民党の総裁に小泉がなるが、加藤 山崎が復権しようが、私たちの生活はけっしてよくならない。大マスコミは本来の使命を忘れて、小泉、その応援団長の田中真紀子、加藤、山崎の動向ばかりを追っている。この際、「社会通信」で「怒りの一言」等を募集して欲しい。(埼玉・O)

編集部より さっそくの賛同にKさんも大喜びと思われまます。怒りの一言をどう政治をよくすることに結びつけるか。知恵をしばって応募してよ。

燈台の役割はたして CO協定外泊訴訟の高裁の闘いとじん肺裁判闘争を全国の仲間の共闘を支えにがんばり続けています。「通信」は闘争の燈台の役割を果たしています。頑張ってください。(大牟田・M) 編集部より 連日の活動に心から敬意。ご活躍を祈ります。さらにご健康も。

まだ雪が：東京では桜ももうすでに終わり、初夏を迎えていると思いますが、稚内ではまだ雪のちがつく日が続いています。桜も五月中旬から下旬にならないと咲きません。厳しい地域に住んでいます。組合員・家族団結して納得いく解決まで闘う決意をしています。(北海道稚内・K) 編集部より、まだ雪ですか。同じ日本でもえらい違い。しかし、国鉄闘争への関心は日本全国同じです。さらにながらばつて。もつと重要なことは健康です。

公開講座聞きます 政府(行革推進事務局)は「公務員制度改革の大枠」を発表。「小さな政府・強い国家」をめざす支配層の戦略の下で、「公務員制度改革」は自治体リストラ、市町村合併と「不可分」に大きく動き出しました。賃金や身分問題など本格的な公務員労働者への攻撃が強化されます。すでに自治労や連合(官公部内)は、六月の「基本設計」をにらみながら「労働基本権の確立」「国民のための公務員制度改革を求めろ」行動を開始しています。当研究会も「公務員制度改革研究会」を発足。研究、議論を進めています。なお五月に公開講座も開きます。

(全国自治体労働運動研究会)
次から次へと電話局閉鎖 電話局の前を通ると時々人だかりがしている。のぞいてみると商品展示などのウインドウガラスは白く塗られ、営業窓口が廃止され、料金支払いや申し込みができないなど書いた貼り紙がある。支払いはコンビニなど、申し込みは「一一六」に電話しろとのことである。聞くところによるとどここの電話局も窓口閉鎖をされているようである。人と人との接点である窓口を閉ざしてしまうやり方は解せないし、電話局に働く知人は、一年先の自分の働く場所や仕事の内容が見えないほど急ピッチで仕事が変わり、仕事をする張り合いもないとか。(松山・S)

編集部より、そうなんですよ。どこも合理化、技術革新、職場統廃合でめちゃくちゃ。仕事に将来の夢を託せないとの声が聞こえてきます。さらにすさまじい管理強化。こうしたことが重なって就職先もないのに続々と希望退職に応じる姿になっているのかもしれない。

戦争大好き悪魔がしのびよる 「森おろし」や総裁選でごたごたしている永田町の茶番劇を馬鹿にしたり面白がったりしているすきに、目に見えない、どこかにいるらしい戦争大好きな悪魔がどんだん力をつけて私達のそばにしのびよって来ているように思います。まさかと思うような事が次々に現実のものとなって私共を脅かします。例えば「新しい歴史教科書をつくる会」というのが作った中学校の社会科学教科書を採用させる運動が全国的にくり広げられています。エイズ裁判の阿倍被告の無罪判決、その前日判決の下つた国相手の新宿住民の十余年にわたる「感染症研究所」の危険性を訴える裁判は原告敗訴でたつた五分で終わったそうです。裁判も弱いものの味方をしてくれないのだなあと実に暗澹とした気持ちにさせられます。(茨城・N)

キューバを知ろう キューバに熱い視線が注がれています。アメリカと百マイルしか離れていない社会主義国がキューバです。医療・教育は無償、そればかりか世界各地に医師、技術者を派遣し、その精神的影響力を高めています。ロマンに満ちた社会主義、それがキューバです。五月二十六日(土)、午後一時三〇分から渋谷区立勤労福祉会館で「講演とビデオ上映のつどい」が開催されます。興味深い催しです。ご参加を。

毎号楽しみ 送金が遅れ申しわけありません。毎号楽しく読ませていただいています。(兵庫・O) 編集部より、嬉しいお便りに感謝。どういうテーマを、どのように記事にしていっていかで悩んでいます。アドバイスよろしく。

だれの卒業式 卒業生が四人の小さな小学校の卒業式のことである。来賓各位は国旗に深々と頭を下げ登壇しました。次に、卒業生が来賓各位に礼をし卒業証書を受け取りに行った時、来賓は誰一人として返礼をしなかったと聞いた。いったい誰の為の卒業式なのだろうかと思う。今、教育現場で強制されている国旗・国歌の本質の一つはここにあると思う。(北海道・M)

編集部より お上が「中心」の時代、つまり国家主義なんだよね。こわい時代です。読者ふえそう 選挙行動が忙しくなつて、七九九号(四月一日)今読んでいます。私がいりいろメモしたものを下記の人に送りましたのですみません、又一部くださいませんか。八〇〇号からとつてもらおうと思つていますので送ってください。本人には私から連絡します。(千葉・N子)

編集部より 連日の活動だけでなく、「通信」へのご支援。心から感謝。嬉しい。
二一世紀の幕開け 早々に行われました岐阜市長選挙、五人が立候補し激戦と言われましたが、現職が三選を果たしたのが、一月二八日。以後二ヶ月の間に四人の逮捕者を出し、市役所ぐるみの選挙違反と言われ、毎日、新聞記事とならない日はありません。四月一三日(金)には事務助役、収入役という市の第二、第三が辞任。四月一六日には第二、第三を新たに選任する臨時議会が開かれます。(岐阜・K)